

横須賀市指定障害児通所支援事業者業務管理体制確認検査実施要綱

（総則）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定による指定障害児通所支援事業者の業務管理体制に係る検査の実施については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）指定障害児通所支援事業者等 法第21条の5の26第2項第2号（第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第2項第2号の規定により市長に業務管理体制の整備に関する事項の届出をしなければならない指定事業者等及び指定相談支援事業者をいう。
- （2）検査 法第21条の5の27第1項、第24条の19の2において準用する第21条の5の27及び第24条の39第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者等に対して報告を命じること等をいう。

（検査の基本方針）

第3条 検査は、指定障害児通所支援事業者等の業務管理体制の整備の状況を確認し、及び当該業務管理体制の状況に問題があると疑われる場合においては、当該指定障害児通所支援事業者等の認識を確認し、公正かつ適切な措置を採るため、事実関係を的確に把握することを目的とする。

（検査の種類）

第4条 検査の種類は、一般検査及び特別検査とする。

- （1）一般検査 業務管理体制の整備の状況を確認するため、指定障害児通所支援事業者等に対して報告書等の提出を求める書面検査又は指定障害児通所支援事業者等の事業所等における立入検査により行うものとする。
- （2）特別検査 指定事業所等の指定取消処分に相当する事案が発覚した場合に、当該指定障害児通所支援事業者等に対して、当該指定の取消しの理由となる事実に関して組織的な関与を行っているか確認することを主眼とするもので、指定障害児通所支援事業者等の事業所等における立入検査により行うものとする。

（検査の通知）

第5条 検査の実施にあたっては、対象となる指定障害児通所支援事業者等に対し、根拠法令、目的、期日、場所、準備すべき資料等を文書により通知す

るものとする。ただし、横須賀市指定障害児通所支援等事業者等監査要綱（令和４年４月１日制定）第12条の規定に基づき同要綱に規定する監査に引き続き特別検査を実施する場合は、口頭により通知し、後日、その旨を文書により通知することができるものとする。

（検査結果の報告）

第6条 検査の実施にあたった職員は、検査終了後、速やかに検査結果について復命書を作成し、市長に報告するものとする。

（検査後の措置）

第7条 市長は、検査の結果について必要な検討を行い、指定障害児通所支援事業者等の業務管理体制の整備の改善に必要な事項等について、書面により通知するものとする。

2 市長は、前項の通知内容について期限を付して報告を求めることができるものとする。

3 市長は、検査の結果、指定障害児通所支援事業者等が適正な業務管理体制の整備を行っていないと認める場合には、次に掲げる措置（以下「勧告等」という。）を行うことができる。

（1）法第21条の5の28第1項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の40第1項の規定により、期限を定めて、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。

（2）前号の勧告を受けた指定障害児通所支援事業者等が当該勧告に従わなかったときに、法第21条の5の28第2項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の40第2項の規定により、その旨を公表し、及び当該指定障害児通所支援事業者等が正当な理由なく報告に係る措置をとらなかったときに、法第21条の5の28第3項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の40第3項の規定により、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

（記録等）

第8条 市長は、指定障害児通所支援事業者等検査台帳を作成し、検査の内容、結果等を記録し、及び保存するものとする。

（情報の提供）

第9条 市長は、指定障害児通所支援事業者等に対して実施した検査の内容及び結果について必要があると認めるときは、厚生労働大臣、神奈川県知事又は当該指定障害児通所支援事業者等を指定している他の市町村長にその情報を提供するものとする。

(その他の事項)

第10条 検査の実施等にあたっては、障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成24年障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参考とするものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。